

平成 2 3 年度 統計法施行状況報告

(統計の評価を通じた見直し・効率化関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成 年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (2) 統計の評価を 通じた見直し・効 率化	○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下「品質保証WG」という。)」における平成 21 年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成 22 年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成 23 年 4 月 8 日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。</p> <p>また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成 22 年 5 月 12 日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。</p>	実施済	—	
<p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、自己評価を実施した。【人事院】</p> <p>○ 所管の基幹統計について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、品質表示及び品質評価に取り組んだ。</p> <p>また、取組を通じて生じた課題等の整理を行い、次年度の取組につなげることとしている。【農林水産省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における品質評価を含む品質保証の取組状況の情報共有を図るために、平成 23 年度は品質保証WGを4回開催し、情報共有とともに、各府省の取組を積極的に推進するように働きかけているものの、その取組が低調なこともあり、各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査に活用するには至っていない。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (3) 統計の中立 性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】</p> <p>○ 調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに既存の掲載内容の見直しを実施した。【総務省(統計局)】</p> <p>○「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】</p> <p>○「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、基幹統計の品質表示に取り組み、調査の概要を充実した上で、HP で公開した。【農林水産省】</p> <p>○「統計の品質保証に関するガイドライン」及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の取り組みを進めている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務省(政策統括官室)において、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成 22 年 5 月 12 日に決定。これを基に、各府省は、以下のとおり、所管する基幹統計について、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定(一部、実施予定を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民経済計算に関する公表期日前統計情報等を共有する者の範囲」を定めた(公表は平成 23 年 4 月 1 日)。【内閣府】 ・産業連関表については、調査結果の公表は平成 26 年度を予定していることから、内規は平成 24 年度末までに策定・公表する予定。【総務省(政策統括官)】 ・平成 23 年 4 月に「公表期日前統計情報等を共有する者の範囲等に関する要領」を策定し、公表した。【総務省(統計局)】 ・「統計の公表期日前資料の共有範囲等について」を作成し、ホームページに公表(平成 23 年 3 月)。【財務省】 ・「文部科学省が所管する基幹統計の公表前資料の共有範囲等に関する内規」を定め、公表している(平成 23 年 3 月)。【文部科学省】 ・「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲については、ホームページにおいて公表した(平成 23 年 3 月)。【厚生労働省】 ・公表期日前の情報共有者の範囲に関する規程を作成し、一般的な情報共有者の範囲については、平成 23 年 3 月に公表済。【農林水産省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」に基づき、平成 23 年 3 月に経済産業省の内規を作成し、公表期日前の情報共有者の範囲について、ホームページに掲載公表を行っている。【経済産業省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲に関する指針」に基づき、公表期日前の統計情報等の共有範囲等についての内規を定め、公表した(平成 23 年 3 月)。【国土交通省】 	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	産業連関表に係る内規の策定・公表については、平成 24 年度末までに実施予定	